

第201回 千葉県都市計画審議会

資料1 第1号議案関係資料

資料2 第2号議案関係資料

資料3 「口頭意見陳述等への対応要領」の変更について

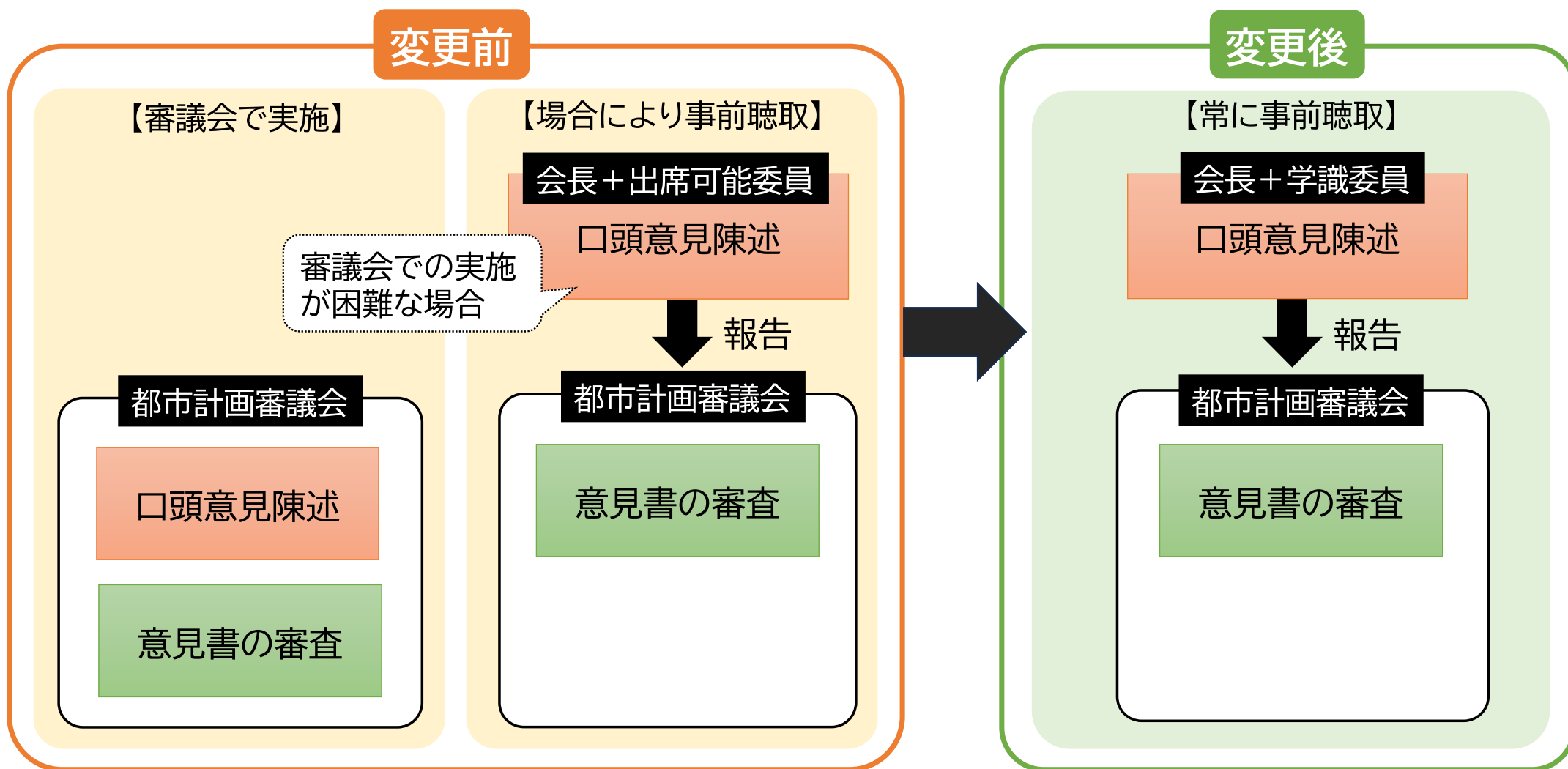
資料4 「会議の公開に関する取扱要綱」の変更について

「口頭意見陳述等への対応要領」の変更について

変更の概要

- ① 申立人との調整や申立人の人数にかかわらず、口頭意見陳述を事前聴取とするもの。
- ② 迅速性を確保するため、事前聴取の体制を、会長及び学識委員のうちから会長が指名する委員とするもの。
- ③ その他規定の整備をするもの。

「口頭意見陳述等への対応要領」の変更について



新旧対照表

○県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の決定及び変更手続きに係る口頭意見陳述等への対応要領

改正案	現行
県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の決定及び変更手続きに係る口頭意見陳述等への対応要領 (趣旨) 第1条 この要領は、千葉県都市計画審議会（以下「審議会」という。）が、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第4項の規定により、県又は市町村が施行する土地区画整理事業において縦覧に供された事業計画（変更を含む。以下「事業計画」という。）に対する<u>同法</u>第20条第2項に規定する利害関係者（以下「利害関係者」という。）からの意見書を審査するに<u>当たり</u>、必要な事項を定めるものとする。 (口頭意見陳述の手続) 第2条 土地区画整理法第55条第2項の規定により事業計画に対する意見書を提出した利害関係者から、<u>同条</u>第5項の規定に<u>おいて読み替えて</u>準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号。<u>以下「準用行審法」という。</u>）第31条の規定に<u>よる</u>口頭意見陳述の申立てがあった場合、審議会は、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に<u>口頭で</u>意見を述べる機会を与えなければならない。 2 前項の申立ては、書面によらなければならない。 3 口頭意見陳述の実施に<u>当たり</u>、会長は次の各号に掲げる事項を行う。 一 <u>準用行審法</u>第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集 二 <u>準用行審法第31条</u>第3項の規定による補佐人の出頭に係る許可 三 <u>準用行審法第31条</u>第4項の規定による陳述の制限 四 <u>準用行審法第31条</u>第5項の規定による処分庁に対する質問に係る許可 (削る。) (口頭意見陳述の聴取の実施) 第3条 (削る。)	県又は市町村が施行する土地区画整理事業における事業計画の決定及び変更手続きに係る口頭意見陳述等への対応要領 (趣旨) 第1条 この要領は、千葉県都市計画審議会（以下「審議会」という。）が、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第4項の規定により、県又は市町村が施行する土地区画整理事業において縦覧に供された事業計画（変更を含む。以下「事業計画」という。）に対する<u>土地区画整理法</u>第20条第2項に規定する利害関係者（以下「利害関係者」という。）からの意見書を、審査するに<u>あたり</u>、必要な事項を定めるものとする。 (<u>審議会における</u>口頭意見陳述) 第2条 土地区画整理法第55条第2項の規定により、<u>事業計画に対する意見書を提出した利害関係者から、土地区画整理法第55条</u>第5項の規定に<u>より</u>準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条の規定に<u>基づく</u>口頭意見陳述の申立てがあった場合、審議会は、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に意見を述べる機会を与えなければならない。 2 前項の申立ては、書面によらなければならない。 3 口頭意見陳述の実施に<u>あたり</u>、会長は次の各号に掲げる事項を行う。 一 <u>行政不服審査法</u>第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集 二 <u>同条</u>第3項の規定による補佐人の出頭に係る<u>審理員の</u>許可 三 <u>同条</u>第4項の規定による陳述の制限 四 <u>同条</u>第5項の規定による処分庁に対する質問に係る<u>審理員の</u>許可 <u>4 審議会は、意見書又は陳述された意見に関し、申立人に質問することができる。</u> (口頭意見陳述の<u>事前</u>聴取の実施) 第3条 <u>会長は、審議会における口頭意見陳述が、次の各号に該当し、その実</u>

口頭意見陳述の聴取は、次の各号に掲げる者が行う。

- 一 会長
- 二 千葉県都市計画審議会条例（昭和44年千葉県条例第6号）第2条第1項第1号に規定する委員のうちから会長が指名する者（以下「聴取者」という。）
(削る。)

2 聴取の実施に際し、会長は、聴取者を招集する。

3 聴取の議長は、会長又は聴取者のうちから会長が指名する者が行う。

4 会長及び聴取者は、意見書又は陳述された意見に関し、審理関係人に質問することができる。

5 口頭意見陳述の実施の状況は、録音又は録画により記録する。

(審議会への報告)

第4条 聴取の議長は、前条の規定により、聴取した内容を記録した議事録及び要旨をまとめた録取書を作成し、審議会に報告しなければならない。

2 前項の録取書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 口頭意見陳述を実施した日時及び場所
- (2) 出席者の住所及び氏名
- (3) 事案の件名
- (4) 聴取した内容の要旨
- (5) 申立人への質問及び回答の要旨
- (6) その他必要な事項

3 会長は、口頭意見陳述に先立ち、議事録・録取書署名人を指名するものとする。

(口頭意見陳述等の公開)

第5条 口頭意見陳述は、非公開にて実施する。

施が困難である場合、口頭意見陳述の聴取を事前に実施する。

一 申立人が希望する期日及び場所において、審議会の開催の調整ができない場合

二 申立人が多数のため、実施に長時間を要し、迅速な審議に支障が生ずる場

2 聴取者は次に掲げる者とする。

- 一 会長
- 二 千葉県都市計画審議会条例（昭和44年千葉県条例第6号）第2条第1項に規定する委員のうちから事前聴取に出席できる委員

3 事前聴取の実施に際し、聴取者以外の審議会の委員による前条第4項に規定する申立人への質問については、あらかじめ、会長が書面にて募り、申立人へ質問する。

4 事前聴取の実施に際し、会長は、聴取者を招集する。

5 事前聴取の議長は、会長又は聴取者のうちから会長が指名する者が行う。

6 口頭意見陳述の実施の状況は、録音・録画により記録する。

(審議会への報告)

第4条 事前聴取の議長は、前条の規定により、聴取した内容を記録した議事録及び要旨をまとめた録取書を作成し、審議会に報告しなければならない。

2 前項の録取書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 口頭意見陳述を実施した日時及び場所
- (2) 出席者の住所及び氏名
- (3) 事案の件名
- (4) 聴取した内容の要旨
- (5) 申立人への質問及び回答の要旨
- (6) その他必要な事項

3 会長は、口頭意見陳述に先立ち、議事録・録取書署名人を指名するものとする。

(口頭意見陳述等の公開)

第5条 口頭意見陳述は、非公開にて実施する。

2 口頭意見陳述の議事録は、個人情報等の不開示情報を除き公開するものとする。 (準用) 第6条 口頭意見陳述の方法等について、千葉県都市計画公聴会規則（昭和45年規則第3号）第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「公述人」とあるのは「申立人」と、「公聴会」とあるのは「口頭意見陳述」と、「都市計画案」とあるのは「意見書」と読み替えるものとする。 (証拠書類等の提出) 第7条 <u>準用行審法</u>第32条第3項の規定による証拠書類等を提出すべき相当の期間は、会長が定める。 (庶務) 第8条 意見書の内容の審査に係る庶務は、千葉県都市計画審議会条例第8条に規定する機関において処理する。 (委任) 第9条 この要領に定めるもののほか、意見書の内容の審査に関し必要な事項は、会長が定める。 附 則 この要領は、平成11年8月2日から実施する。 附 則 この改正は、令和元年10月21日から施行する。 附 則 <u>この改正は、令和6年12月13日から施行する。</u>	2 口頭意見陳述の議事録は、個人情報等の不開示情報を除き公開するものとする。 (準用) 第6条 口頭意見陳述の方法等について、千葉県都市計画公聴会規則（昭和45年規則第3号）第6条の規定を準用する。この場合において、同条中「公述人」とあるのは「申立人」と、「公聴会」とあるのは「口頭意見陳述」と、「都市計画案」とあるのは「意見書」と読み替えるものとする。 (証拠書類等の提出) 第7条 <u>土地区画整理法第55条第5項の規定により準用する行政不服審査法</u>第32条第3項の規定による証拠書類等を提出すべき相当の期間は、会長が定める。 (庶務) 第8条 意見書の内容の審査に係る庶務は、千葉県都市計画審議会条例第8条に規定する機関において処理する。 (委任) 第9条 この要領に定めるもののほか、意見書の内容の審査に関し必要な事項は、会長が定める。 附 則 この要領は、平成11年8月2日から実施する。 附 則 この改正は、令和元年10月21日から施行する。
---	--

「会議の公開に関する取扱要綱」の変更について

変更の概要

- ① 県民の利便性の向上やデジタル化の推進から、傍聴申込を往復はがき(書面)だけでなく、メール等でも行えるようにするもの。
- ② 法律の施行に伴い、障害者の傍聴人に対応できるようにするもの。
- ③ 電子機器の発達に伴い変更するもの。

新旧対照表

○千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱

新	旧
千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、千葉県都市計画審議会議事運営規則第9条第2項の規定に基づき、千葉県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。 (会議の公開) 第2条 審議会の会議は公開とする。ただし、会議の内容が、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条各号の不開示情報に該当する場合、又は、会議を公開することにより、審議会の公平かつ円滑な運営に著しく支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。 (非公開の決定方法) 第3条 前条ただし書きの規定により非公開とする場合は、審議会の会長（以下「会長」という。）が審議会にはかつて決定する。 (審議会開催の周知) 第4条 審議会の開催については、開催日の1か月前までに公表する。 2 公表の方法は、記者発表、県ホームページへの掲載等の適切な方法により行うものとする。 3 公表の内容は、会議名、日時、場所、議案名、傍聴受付方法、傍聴人の定員及びその他必要事項とする。 (傍聴人の決定等) 第5条 会議の公開は、傍聴により行う。 2 傍聴人の定員は15名以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。 3 傍聴を希望する者は、住所、氏名、電話番号を記載し、第4条により公表する<u>手続き方法</u>で申し込むものとする。<u>なお、点字資料、手話通訳、要約</u>	千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、千葉県都市計画審議会議事運営規則第9条第2項の規定に基づき、千葉県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。 (会議の公開) 第2条 審議会の会議は公開とする。ただし、会議の内容が、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条各号の不開示情報に該当する場合、又は、会議を公開することにより、審議会の公平かつ円滑な運営に著しく支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。 (非公開の決定方法) 第3条 前条ただし書きの規定により非公開とする場合は、審議会の会長（以下「会長」という。）が審議会にはかつて決定する。 (審議会開催の周知) 第4条 審議会の開催については、開催日の1か月前までに公表する。 2 公表の方法は、記者発表、県ホームページへの掲載等の適切な方法により行うものとする。 3 公表の内容は、会議名、日時、場所、議案名、傍聴受付方法、傍聴人の定員及びその他必要事項とする。 (傍聴人の決定等) 第5条 会議の公開は、傍聴により行う。 2 傍聴人の定員は15名以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。 3 傍聴を希望する者は、住所、氏名及び電話番号を記載し<u>た書面により</u>、第4条により公表する<u>期限までに</u>申し込むものとする。

筆記、車いす等の配慮を必要とする者は、事務局まで申出を行うものとする。

4 傍聴人は、原則として審議会開催日の7日前までに決定するものとし、傍聴申出人が定員を超えた場合は抽選により決定し、受付締切時点で傍聴人が定員に満たない場合は傍聴申出人全員を傍聴人とする。

5 傍聴人には、あらかじめ傍聴人決定通知を送付するとともに、当日受付において、傍聴証、議案概要及び傍聴要領を交付する。

6 また、傍聴人が定員に満たない場合、審議会開催の当日申込を受け付ける。当日申込受付は、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

7 前項の申出人が所定の人員を超えた場合は抽選により決定し、受付締切の時点で傍聴申出人が所定の人員に満たない場合は傍聴申出人全員を傍聴人とする。

(入場制限)

第6条 次の者は、審議会の会場に入場することはできない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 銃器、棒その他、人に危害を加えるおそれがある物を携帯している者
- (3) かさ、つえ(会長の許可を得たものを除く)、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、ビデオカメラ、カメラ、双眼鏡の類を携帯している者。
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (8) 酒気を帯びていると認められる者
- (9) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 傍聴人は、会議の議長の指示に従わなければならない。
- (2) 交付された傍聴証は、会場を退場するまでこれを着用し、会場を退場する際に受付に返却しなければならない。

4 傍聴人は、原則として審議会開催日の7日前までに決定するものとし、傍聴申出人が定員を超えた場合は抽選により決定し、受付締切時点で傍聴人が定員に満たない場合は傍聴申出人全員を傍聴人とする。

5 傍聴人には、あらかじめ傍聴人決定通知を送付するとともに、当日受付において、傍聴証、議案概要及び傍聴要領を交付する。

6 また、傍聴人が定員に満たない場合、審議会開催の当日申込を受け付ける。当日申込受付は、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

7 前項の申出人が所定の人員を超えた場合は抽選により決定し、受付締切の時点で傍聴申出人が所定の人員に満たない場合は傍聴申出人全員を傍聴人とする。

(入場制限)

第6条 次の者は、審議会の会場に入場することはできない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 銃器、棒その他、人に危害を加えるおそれがある物を携帯している者
- (3) かさ、つえ(会長の許可を得たものを除く)、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、録音機、ビデオカメラ、カメラ、双眼鏡の類を携帯している者。
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (8) 酒気を帯びていると認められる者
- (9) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 傍聴人は、会議の議長の指示に従わなければならない。
- (2) 交付された傍聴証は、会場を退場するまでこれを着用し、会場を退場する際に受付に返却しなければならない。

(3) 会場における写真、映画、テレビ等の撮影及び録画、録音等をしてはならない。

(4) 会議の開催中は、静粛に傍聴するものとし、審議の可否の表明、拍手、談笑、唱歌、発言等をしてはならない。

(5) 携帯電話、その他これらに類するものは、使用できないよう電源を切らなければならない。

(6) パソコン、その他これらに類するものを使用してはならない。

(7) 鉢巻、腕章の類をする等、示威的行為をしてはならない。

(8) 帽子、外套、襟巻の類を着用してはならない。ただし、病気その他の正当な理由がある場合は、この限りではない。

(9) 飲食又は喫煙をしてはならない。

(10) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしてはならない。

(11) その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしてはならない。

(傍聴人の退場)

第8条 議長は、傍聴人がこの要綱に違反したときはこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

2 第2条ただし書きの規定により審議会の会議を非公開としたときは、議長は傍聴人を退場させるものとする。

(報道関係者の傍聴)

第9条 報道関係者の傍聴は、この要綱を準用する。ただし、第5条の規定は適用しない。

2 報道関係者は、会長の許可を得て、審議開始前の会議の冒頭を写真撮影、録音及び録画することができる。

(意見書の取扱い)

第10条 意見書が提出された議案については、意見書の提出者名及び住所を伏して、千葉県情報公開条例第8条に配慮した取扱いを行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

(3) 会場における写真、映画、テレビ等の撮影及び録画、録音等をしてはならない。

(4) 会議の開催中は、静粛に傍聴するものとし、審議の可否の表明、拍手、談笑、唱歌、発言等をしてはならない。

(5) 携帯電話、PHS、ポケットベルその他これらに類するものは、使用できないよう電源を切らなければならない。

(6) パソコン、ワープロ、その他これらに類するものを使用してはならない。

(7) 鉢巻、腕章の類をする等、示威的行為をしてはならない。

(8) 帽子、外套、襟巻の類を着用してはならない。ただし、病気その他の正当な理由がある場合は、この限りではない。

(9) 飲食又は喫煙をしてはならない。

(10) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしてはならない。

(11) その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしてはならない。

(傍聴人の退場)

第8条 議長は、傍聴人がこの要綱に違反したときはこれを制止し、その指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

2 第2条ただし書きの規定により審議会の会議を非公開としたときは、議長は傍聴人を退場させるものとする。

(報道関係者の傍聴)

第9条 報道関係者の傍聴は、この要綱を準用する。ただし、第5条の規定は適用しない。

2 報道関係者は、会長の許可を得て、審議開始前の会議の冒頭を写真撮影、録音及び録画することができる。

(意見書の取扱い)

第10条 意見書が提出された議案については、意見書の提出者名及び住所を伏して、千葉県情報公開条例第8条に配慮した取扱いを行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月13日から施行する。

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月25日から施行する。